

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………(都市整備局都市基盤部街路計画課)……………一
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
 - 令和五年における火光利用さは漁業の制限措置の内容等……………(産業労働局農林水産部水産課)……………二
 - 令和五年における棒受け網漁業の制限措置の内容等……………(同)……………三
 - 保安林の指定解除予定……………(産業労働局農林水産部森林課)……………四
 - 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………四
 - 都道の供用開始……………(同)……………六
 - 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)……………七
- 告示 (教)**
- 東京都立中央図書館の休館……………七
 - 東京都立多摩図書館の休館……………七
- 公告**
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………七

告示

○東京都水道局窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱……………(水道局)……………七

東京都告示第千二百四十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、併せて告示する。

令和四年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 目黒区
 - 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百二十七号線
 - 三 事業施行期間 令和四年九月十五日から令和十一年三月三十一日まで
 - 四 事業地 収用の部分
目黒区自由が丘一丁目及び自由が丘二丁目各地内
 - 五 収用の手続が保留される事業地 目黒区自由が丘二丁目地内
- 使用の部分
なし

東京都告示第千二百四十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

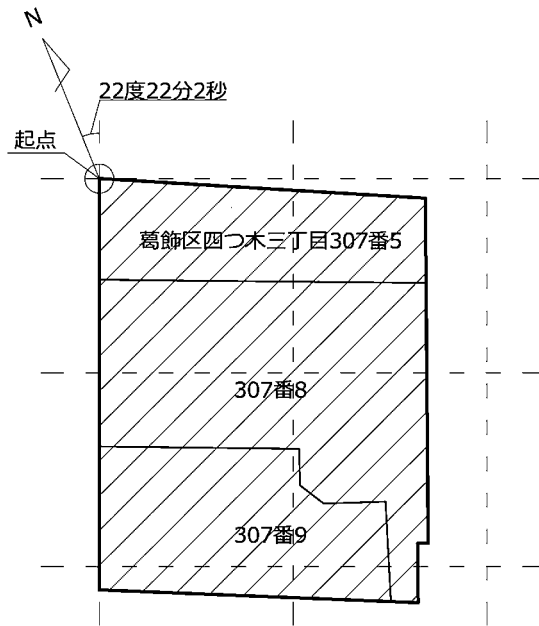
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(葛飾区四つ木三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、クロロエチレン、一・二ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物

別図



〈凡例〉

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

〈起点〉

起点は、葛飾区四つ木三丁目307番5の最北端とする。

〈格子の回転角度〉 22度22分2秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百四十五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において準用する同法第四十二条第一項の規定により、令和五年における火光利用さは漁業の制限措置を定めたので、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり告示する。

令和四年九月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 制限措置の内容

別表のとおり

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和四年九月十五日から同年十月十四日まで

別表

制限措置の内容						
漁業種類	許可等をすべき船舶等の数※	許可等をすべき船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	操業区域	漁業を営む者の資格
一本釣り漁業及びたもすくい漁業	1隻(1)	「新トン数適用船舶」の場合は、総トン数が100トン以下、「旧トン数適用船舶」の場合は、総トン数が70トン未満とする。 ただし、平成3年度及び平成4年度に実施した、この漁業に係る「資源管理型漁業構造再編緊急対策事業」で共補償を行った残存漁業者の申請に係る船舶であって、かつ、知事が特に必要と認めた場合はこの限りでない。 なお、ただし書に規定する場合において、許可等を行うことができる船舶は、「新トン数適用船舶」の場合は、総トン数が150トン以下、「旧トン数適用船舶」の場合は、総トン数が100トン未満とする。	定めなし	周年	伊豆諸島海域（ただし、八丈島近海漁場及び鳥島近海漁場（ペヨネース列岩から端崎岩と北之島との中間線までの海域をいう。）を除く。）	東京都島しょ部に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が東京都島しょ区域にあり）、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が東京都島しょ区域にある者であること。
	13隻(3)					千葉県に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が千葉県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が千葉県の区域にある者であること。
	2隻(1)					神奈川県に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が神奈川県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が神奈川県の区域にある者であること。
	5隻(3)					静岡県に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が静岡県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者であること。

※ 〇内はこの漁業に使用する船舶で、「新トン数適用船舶」の場合の総トン数が、25トン以上100トン以下（制限措置の内容(許可等をすべき船舶の総トン数)のただし書に規定する場合に該当するときは、150トン以下）及び「旧トン数適用船舶」の場合の総トン数が、20トン以上70トン未満（制限措置の内容(許可等をすべき船舶の総トン数)のただし書に規定する場合に該当するときは、100トン未満）の許可等を行うことができる各都県別の隻数。

●東京都告示第千二百四十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において準用する同法第四十二条第一項の規定により、令和五年における棒受け網漁業の制限措置を定めたので、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり告示する。

令和四年九月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 制限措置の内容
別表のとおり

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和四年九月十五日から同年十月十四日まで

別表

制限措置の内容						
漁業種類	許可等をすべき船舶等の数※	許可等をすべき船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	操業区域	漁業を営む者の資格
あじ・さば棒受け網漁業	41隻(0)	「新トン数適用船舶」の場合は、総トン数が100トン以下、「旧トン数適用船舶」の場合は、総トン数が70トン未満とする。 ただし、平成3年度及び平成4年度に実施した、この漁業に係る「資源管理型漁業構造再編緊急対策事業」で共補償を行った残存漁業者の申請に係る船舶であって、かつ、知事が特に必要と認めた場合はこの限りでない。 なお、ただし書に規定する場合において、許可等を行うことができる船舶は、「新トン数適用船舶」の場合は、総トン数が150トン以下、「旧トン数適用船舶」の場合は、総トン数が100トン未満とする。	定めなし	周年	伊豆諸島海域	東京都島しょ部に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が東京都島しょ区域にあり）、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が東京都島しょ区域にある者であること。
	3隻(3)				伊豆諸島海域（ただし、八丈島近海漁場及び鳥島近海漁場（ペヨネース列岩から端崎岩と北之島との中間線までの海域をいう。）を除く。）	千葉県に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が千葉県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が千葉県の区域にある者であること。
	2隻(2)					静岡県に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が静岡県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者であること。

※ 〇内はこの漁業に使用する船舶で、「新トン数適用船舶」の場合の総トン数が、25トン以上100トン以下（制限措置の内容(許可等をすべき船舶の総トン数)のただし書に規定する場合に該当するときは、150トン以下）及び「旧トン数適用船舶」の場合の総トン数が、20トン以上70トン未満（制限措置の内容(許可等をすべき船舶の総トン数)のただし書に規定する場合に該当するときは、100トン未満）の許可等を行うことができる各都県別の隻数。

●東京都告示第千二百四十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので告示する。

令和四年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 解除を予定する保安林の所在場所

神津島村字高嶺一二九番(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を東京都産業労働局農林水産部及び神津島村役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第千二百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年九月十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一(一) 路線名 相模原大蔵町

(二) 変更の区間

町田市図師町字七号千四百四十三番三
地先から同所千四百五十九番一地先ま

で

(三) 変更の概要 別図表示(1)のとおり

二(一) 路線名 町田平山八王子

(二) 変更の区間 町田市図師町字七号千四百五十九番一
地先から同所千三百七十七番一地先ま

で

(三) 変更の概要 別図表示(2)のとおり

別図

都道相模原大蔵町線
 都道町田平山八王子線
 町田市函師町地内
 区域変更後略図

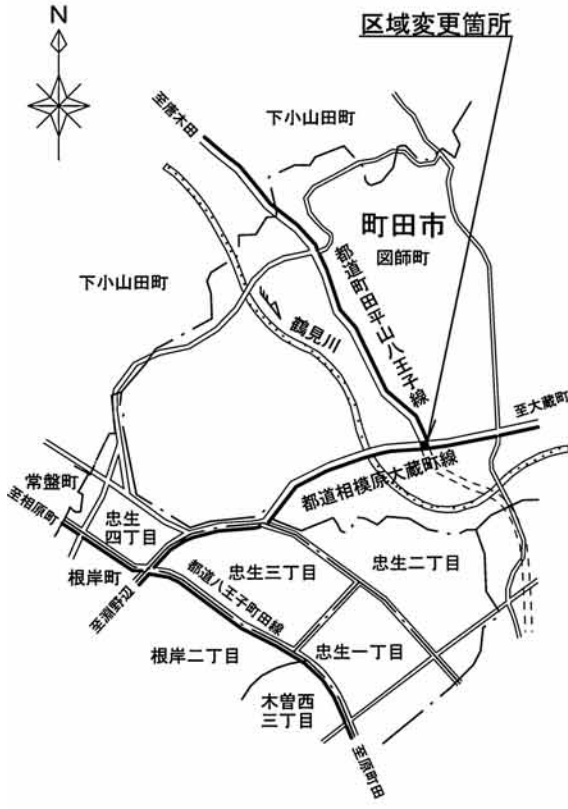
市道	都道	都道相模原大蔵町線	都道町田平山八王子線
延長	延長	延長	延長
面積	面積	面積	面積
延長	延長	延長	延長
面積	面積	面積	面積
延長	延長	延長	延長
面積	面積	面積	面積

(1) 都道相模原大蔵町線
 延長 五五・二九メートル
 面積 一、〇二一・六四平方メートル

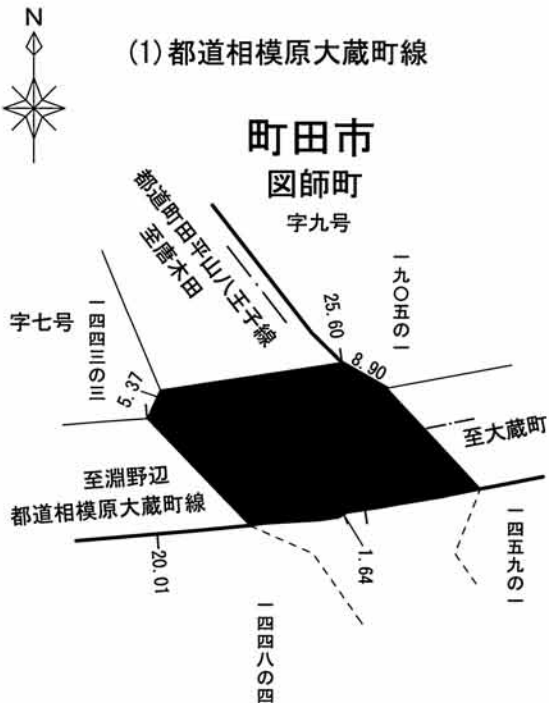
(2) 都道町田平山八王子線
 延長 二八・二三メートル
 面積 三〇二・〇五平方メートル

変更後重用区域
 (2) 都道町田平山八王子線（都道相模原大蔵町線との重用）
 延長 四五・五六メートル
 面積 一、〇二一・六四平方メートル

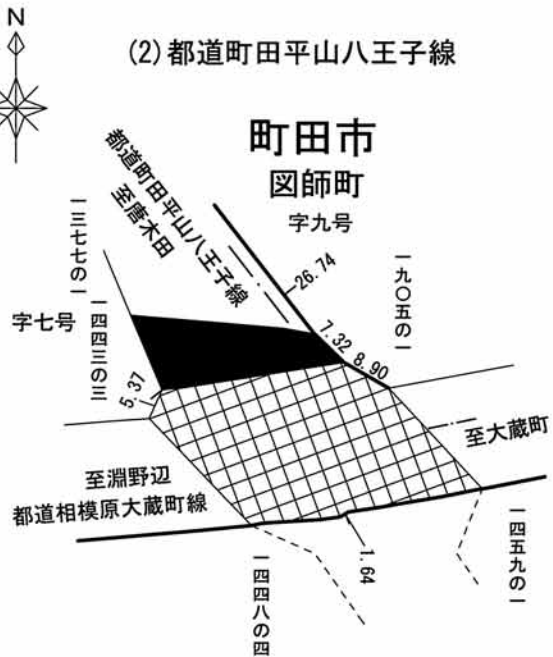
計画線



(1) 都道相模原大蔵町線



(2) 都道町田平山八王子線



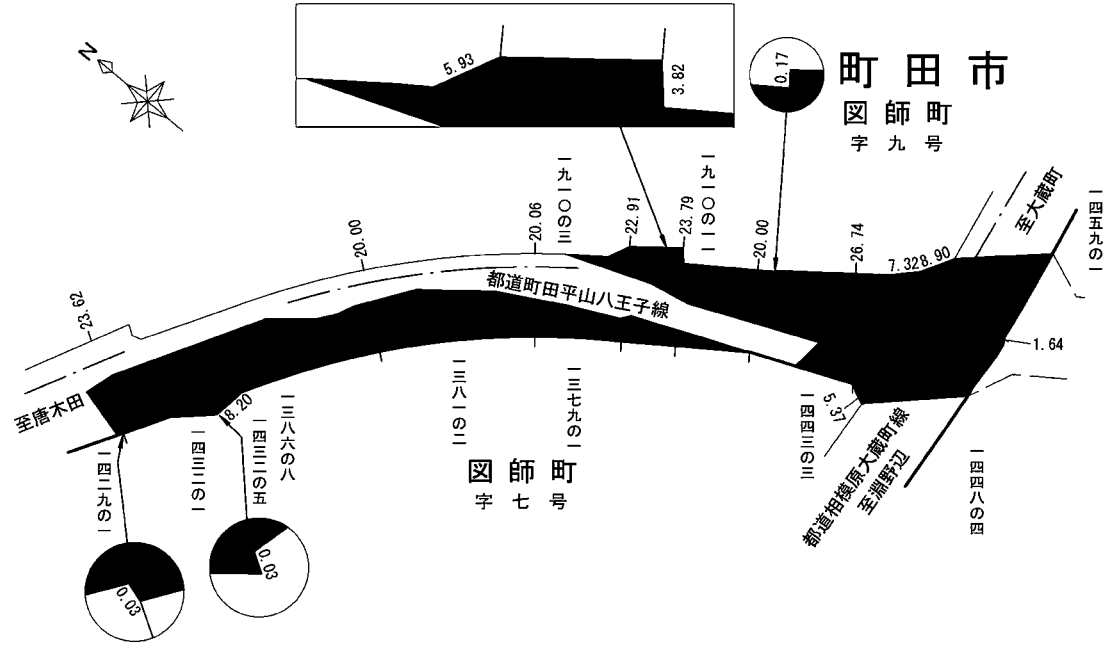
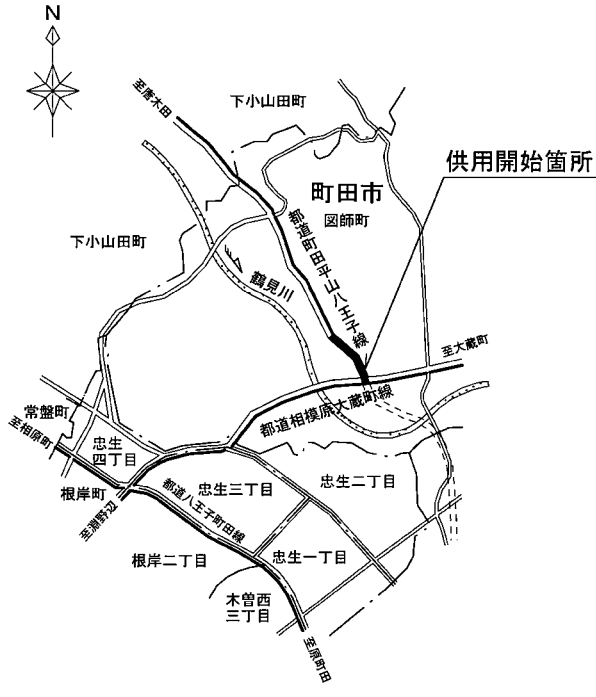
別図

都道町田平山八王子線供用開始略図
町田市図師町地内

●東京都告示第千二百四十九号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。
 その関係図面は、令和四年九月十五日から起算して二週

延長 一三五・五七メートル
 面積 三、七五二・二三平方メートル

供用開始区域
 市道
 都道
 計画線



間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和四年九月十五日
 東京都知事 小池百合子
 町田市図師町字七号千四百五十九番

三 供用開始の概要
 供用開始の期日 令和四年九月十五日
 一 地先から同所千四百二十九番一
 先まで

●東京都告示第千二百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和四年九月十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

町田平山八王子

二 占用を制限する区間

町田市図師町字七号千四百五十九番一地从前同所千四百二十九番一地从先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和四年九月十六日

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第五十号

東京都立図書館規則（昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号）第四条ただし書の規定により、東京都立中央図書館を次のように休館する。

令和四年九月十五日

東京都教育委員会

一 期日

令和四年十月二十一日、同年十一月十八日、同年十二月十六日及び同月十九日から同月二十八日まで

二 理由

設備等の保守点検、図書資料の特別整理及び東京都立図書館情報システム更新のため

●東京都教育委員会告示第五十一号

東京都立図書館規則（昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号）第十一条ただし書の規定により、東京都立多摩図書館を次のように休館する。

令和四年九月十五日

東京都教育委員会

一 期日

令和四年十月二十一日、同年十一月十八日、同年十二月十六日及び同月十九日から同月二十八日まで

二 理由

設備等の保守点検及び東京都立図書館情報システム更新のため

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

令和四年九月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 住所及び氏名

東大和市清水三丁目八百八十五番一及び同番十二から同番十八まで 神奈川県相模原市緑区橋本三丁目十一番八号 株式会社イーカム 代表取締役 角田 満

調布市西つじヶ丘一丁目十四番七、同番八及び同番十一 神奈川県相模原市緑区橋本三丁目十一番八号 株式会社イーカム 代表取締役 角田 満

東村山市恩多町一丁目五十六番十八及び同番十九 西東京市芝久保町四丁目二十六番三号 株式会社東栄住宅 代表取締役 佐藤 千尋

東京都水道局窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱 東京都市水道局窓口に係る標準処理期間に関する要綱 に関する要綱の公告について

（平成六年九月三十日付公告）の一部を改正したので、次のとおり公告する。

令和四年九月十五日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

別表中14の項から30の項までを15の項から31の項までとし、同表13の項中「表付（表交付を含む。）」を「表付」に、「第6条の2」を「第6条の2第2項」に改め、同項を同表14の項とし、同表12の項中「第6条」を「第6条第1項」に改め、同項の次に次のように加える。

13	東京都指定給水装置工事業者の指定の更新	東京都給水条例第6条第3項	給水部給水課	60			2	
----	---------------------	---------------	--------	----	--	--	---	--

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二一)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

